

堺市泉北ニュータウン再生指針の改訂に関する懇話会開催要綱

令和元年12月18日制定

1 目 的

泉北ニュータウン再生指針の改訂について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市泉北ニュータウン再生指針の改訂に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 泉北ニュータウン再生指針に基づく取組内容の検証等に関する事項
- (2) 泉北ニュータウン再生指針の基本方針及び再生に向けた取組に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、泉北ニュータウン再生指針の改訂に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する10人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市南区自治連合協議会から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間等

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のうち、5回程度とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、ニュータウン地域再生室において行う。